

第 1 5 2 7 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 7 年 1 0 月 9 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 5 7 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第12号 平成28年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について
(学校企画課)

_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第38号 「しまね教育の日」について (総務課)

第39号 平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験
の結果について (学校企画課)

第40号 平成28年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施について
(学校企画課)

第41号 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する
調査」について (教育指導課)

第42号 「いじめ問題対応の手引」の改訂について (教育指導課)

第43号 平成27年度第1回島根県生徒指導審議会について (教育指導課)

第44号 平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜について
(教育指導課)

第45号 平成27年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学
大臣表彰の受賞について (保健体育課)

第46号 平成27年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰について
(保健体育課)

_____ 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第13号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

_____ 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第2号 教職員の分限処分について (学校企画課)

_____ 以上原案のとおり承認

(協議事項)

第2号 いじめ防止対策について (教育指導課)

_____ 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第47号 平成27年秋の叙勲内示について (総務課)

第48号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

_____ 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
藤原教育長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 森委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

小林教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
山名参事	公開議題
野口参事	公開議題
春日教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
松本教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、議決第13号、承認第2号、報告第48号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
山崎教育指導課長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、協議第2号
三島特別支援教育課長	公開議題
堀江保健体育課長	公開議題
梶谷健康づくり推進室長	公開議題
荒木社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
佐藤古代文化センター長	公開議題
鈿福利課長	公開議題
木原学校企画課企画幹	議決第13号、承認第2号、報告第48号
大場学校企画課企画幹	議決第13号、承認第2号、報告第48号
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

藤原教育長 開会宣言 13時30分

公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	9件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	1件
	協議事項	1件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	岡部委員	

(議決事項)

第12号 平成28年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について
(学校企画課)

○高橋学校企画課長 議決第12号平成28年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等についてお諮りする。

教育委員会規則に基づき、この教育委員会会議において議決を得る事項とされているので、お諮りする。平成28年度島根県公立学校教育職員及び市町村立学校事務職員の定期人事異動を行うに当たり、該当する教職員の人事異動の方針を定める必要があるため、2つの人事異動方針について提案をする。昨年度と変更している点は全くないが、全体をご説明する。

教育職員の人事異動方針については、1. 全県的視野で行うこと、2. へき地教育の振興の観点で行うこと、3. 特別支援教育の振興の観点で行うこと、4. 5は管理職の適切な登用に関すること、6. 各校種間の人事交流の推進、7. 同一校、同一地域における永年勤続者の扱い、8. 新規採用における基本的な視点などについて定めている。また、市町村立学校事務職員についても、教育職員に準ずる形で1から3までの方針を定めている。今後はこの方針に基づいた細則を定めて、適切な人事異動作業を進めていく。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第38号 「しまね教育の日」について(総務課)

○松本総務課長 報告第38号「しまね教育の日」についてご報告する。

2の1ページの下段に、参考として、しまね教育の日を定める条例について記載している。第1条が趣旨規定で、教育に対する県民の意識を高め、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、本県教育の充実と発展を図るとともに、島根を愛しふるさとに誇りを持つ子どもたちを育むために、しまね教育の日を設けるとある。第2条で、しまね教育の日は11月1日と定めている。第3条では、しまね教育の日の趣旨にふさわしい取組を実施する期間として、11月1日から同月7日までをしまね教育ウィークとすると定めている。これにのっとり、今年度も取組が行われる。

1の取組状況だが、この条例に基づき、教育に関係するあらゆる団体が、一斉に取組を行う。県教育委員会のみならず、市町村教育委員会、学校、公民館、教育関係団体が様々な取組を行う。昨年度の実績は、延べ1,401件、参加延べ人数411,781人の方々がこの取組に参加されている。10月、11月がそういった取組が集中する期間であり、様々な催しが開かれる。

2が、県教育委員会の取組である。11月4日、サンラポーむらくもで行う。午前中は、まず永年勤続教職員表彰を行う。そして、平成27年度の教育功労者及び教育優良団体表彰並びに優れた教育活動を行った方々の表彰を行う。午後から、しまね教育の日フォーラム2015を開催する。今年度のテーマは、「未来に向かって ～魅力ある学校と地域をつくる～」と題して、中学生による発表、高校生による取組事例の発表、パネルディスカッションを予定している。

○仲佐委員 昨年度の実績が、述べ1,401件、参加延べ人数が411,781人となっているが、平成24年度、平成25年度の実績はどうだったか。

○松本総務課長 平成24年度の実績は、件数は1,410件、参加延べ人数は422,547名、平成25年度の実績は、件数は1,371件、参加延べ人数は385,456名ということで、平成24年度から平成26年度までの実績を見ると、件数については1,400件前後、参加延べ人数については40万人前後で推移している。

――原案のとおり了承

第39号 平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について
(学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第39号平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果についてご報告する。

既に9月25日に名簿登載者発表、合格発表及び報道機関への情報提供を行っている。今年5月の教育委員会会議で、教員採用試験をご報告した際に、採用者数が非常に多いということ、中国地方の全県が同じような状況であって、とにかく受験者を確保しなければならぬと申し上げた。その後、今年から他県で勤務されている現職教諭の方には、第1次試験を全て免除するなど、様々な受験しやすい環境を整えてきた。結果として、先の教育委員会会議で、前年比98名増の応募者となり、中国地方で応募者が増えたのは、島根県のみであったとご報告した。しかし、実は、第1次試験の辞退者も昨年度と比べて多かった。昨年度は42名の辞退者だったが、今年度は69名とかなり辞退者が増えた。さらに、第1次試験を合格しても、第2次試験を辞退する方が昨年度は10名だったが、今年度は16名であった。中国地方の五県が受験日を別々の日にした結果、掛け持ちの受験者が増えたのではと考えている。もっと辞退者がいるのではないかと危惧をしていたが、この辞退者数は一昨年度並みの人数であり、何とか最小限近くにとどまったと思っている。最終的な受験者1,251名は昨年度比71名の増であった。第2次試験を経て、最終的な合格者数は、採用予定者と同じく230名であった。全体の倍率は5.4倍で、昨年度は5.1倍だったので、わずかだが競争率も確保できた。

3の2に、校種別、区分別の名簿登載者に人数、その倍率を記載している。小学校の倍率が3.6倍、昨年度が3.5倍で昨年度並みであった。中学校の倍率が6.5倍、昨年度が6.6倍でこちらも昨年度並みであった。高等学校は若干募集を減らしたこともあり、11.6倍、昨年度が8.6倍だったので、昨年度より狭き門となった。特別支援学校、養護教諭については、ほぼ昨年度並みの倍率であったが、栄養教諭については、だんだんと認知度が高くなり、資格取得者も多くなっていることもあり、昨年度の6.0倍から一気に13.0倍となった。募集区分別で、最も難関だったのが、高等学校の数学で31.0倍だった。続いて高等学校の商業が22.0倍、中学校の社会が21.0倍であった。一定の志願者を確保することは今後も必要であると考えている。

今年度は、かつて倍率が高かった時代に島根県に就職したかったが、他県へ出ざるを得なかった方を何とか確保しようということで第1次試験の全てを免除するという制度を取り入れた。第1次試験免除については、昨年度はほんの一部の募集区分ではやっていたが、3の1の現職教諭(正式採用)を対象とした選考枠を上げた関係で、受験者が48名となり、昨年度12名だったので、4倍となった。その選考枠で合格したのが31名で、倍率1.5倍であった。第1次試験の免除ではなく、他県から帰ってこられる現職教員の方もおられる。高等学校の採用枠がこれに当たる。これらを全て合計すると5名増えて、今年度の名簿登載者で他県から帰ってこられる現職教諭の方は36名となる。昨年度が22名、それ以前もだいたい20名台の前半から10名台の後半だったので、一定の成果はあったと考えている。

今後もしばらく大量退職が続く。今年度並みの募集人数になるかどうかは分析が必要だが、かなりの採用人数になることが予測される。今後の募集活動であるが、今月から来月にかけて開催されるUIターンフェアに、小中学校、高等学校の担当者が出掛けて行って、説明をさせていただく。昨年度もUIターンフェアでは、開催地でご勤務されている方々がいらっしやって説明をした。UIターンフェアは10月18日に広島、11月1日に東京であるが、担当者が出かけてPR活動を行う。

○岡部委員 他県の現職教員の方に帰ってもらうという流れが今後も続くということだが、島根県側からすると非常に良いことで、年齢構成上もある程度経験を積んだ教員の方にすぐに教育現場に入ってもらえることはありがたいことである。逆に辞められる県は、せっかく研修等をして育てたのにといったあつれきの心配はどうか。

○高橋学校企画課長 他県もこれに似たような制度を取り入れており、第1次試験の免除については、島根県はむしろ若干遅れたところもある。他県からの苦情もないし、こちらも苦情はいうつもりもない。今後もこの制度を取り入れていく。

○広江委員 第1次試験の免除を小・中学校、特別支援学校で取り入れているが、高等学校では取り入れないのか。

○高橋学校企画課長 小・中学校、特別支援学校で第1次試験の免除の制度を取り入れているが、志願者が少ない採用枠に限定して行っている。高等学校は、県内の中にも教員をみざしている方がいらっしゃる。講師をしながら、島根県の教育に貢献されている方もいらっしゃる。そういったことを勘案して、検討はするが、高等学校にまで広げるかどうかについては、慎重に判断したいと思っている。

――原案のとおり了承

第40号 平成28年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第40号平成28年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

4の1、4の2ページをご覧いただきたい。このたびの教育職員の採用候補者選考試験は、高等学校特別体育専任教員、実習助手、寄宿舎指導員の募集、選考である。まず、高等学校特別体育専任教員についてだが、この選考試験は毎年行っているものではない。欠員が生じたり、教員が交代する際に行うものである。現在、県立高等学校では、6名、6競技、6校に特別体育専任教員を配置している。先般の国体でも横田高校のホッケーだとか、安来高校OBのフェンシングが得点につながったように、地域スポーツの振興に非常に貢献しているという実績もあるところである。今回は、水球が対象で、現在江津高校に配置している教員が事情により交代せざるを得なくなったため、水球の特別体育専任教員を募集することになった。特別体育専任教員は、原則として転勤はなく、配置校は江津高校となる。出願資格は、高等学校の保健体育の普通免許状を有している者で、なおかつ今回の場合、水球の専門性が必要となる。その専門性を確認する試験を行うことになる。既に公募活動を行っており、テレビ、新聞、ラジオで行い、資料等については県民センター、各教育事務所、各県立学校といったところに幅広く配布している。既に問い合わせも来ている。選考試験は11月28日で、結果通知は12月24日である。

続いて、実習助手であるが、今回募集する職種は、農業の実習助手である。実習を手助けする教育職員になるが、農業の専門性を確認する選考試験である。既に募集期間は終了しており、10月5日の消印有効で、現時点では2名採用のところ21名の出願をいただいている。選考試験は、10月31日、11月1日に行う。身体に障がいのある方を対象とした実習助手の選考だが、こちらは一般の実習助手で、理科などの教科において実習を手助けする職種である。採用予定人員は若干名で、出願期間及び選考試験については、先ほどの実習助手と同じである。こちらは現時点で3名の方の出願をいただいている。

次に寄宿舎指導員であるが、採用予定人員は3名程度である。出願期間は実習助手と同じである。現時点で26名の出願をいただいている。

○森委員 江津高校は前から水球が有名だが、他の学校で水球を行っている学校はどのくらいあるのか。

○高橋学校企画課長 江津高校のみで、他の学校では行っていない。

○岡部委員 島根国体の際に水球に取り組むようになったと記憶しており、島根国体開催時は非常に良い成績だったと思っているが、その後国体等での水球の成績はどうか。

○堀江保健体育課長 くにびき国体の時は優勝している。平成16年、17年、18年、19年、20年では、インターハイで5位になったり、国体で7位になったりと成績が良かった。それ以降は芳しい成績を収めていない。

○岡部委員 指導者の交代を契機に新たに頑張っていて、良い成績が取れると良いと思う。

――原案のとおり了承

第41号 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第41号平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上

の諸問題に関する調査」についてご報告する。

これは文部科学省が先月16日に公表したが、今回は島根県の公立学校についてご報告する。暴力行為については、昨年度384件の報告があった。その内訳は、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4つがあり、その合計である。平成23年度はかなり多かったが、近年右肩上がりの状況を示している。感情のコントロールがうまくできない子どもが増えてきて、それが暴力へ向かっている傾向があると思っている。

いじめの認知件数については、例年この調査でご報告申し上げているが、文部科学省が8月に再調査をしており、文部科学省で調査結果の集計をしている最中である。概ね10月末を目途に公表をする予定と聞いている。いじめの認知件数については、文部科学省の公表後にご報告させていただく。

小中学校の不登校生徒児童数だが、前年度比57人減の716人で、小学校では183人、中学校では533人であった。概ね30日以上欠席者を計上している。昨年度より減少しており、良い傾向ではあるが、全生徒児童の総数も減ってきているので、引き続き取組みが必要であると思っている。特に中学校の減少がかなり顕著であり、平成26年度中学校は、新たに不登校になる生徒数が平成25年度と比べて約100人減っている。チームでの対応、早期の対応など相談体制の充実を図って新たに不登校になる生徒を防いでいることが減少につながっていると思っている。高等学校の不登校の状況だが、平成25年度と比べて76人の減で、全日制、定時制ともに様々な面で取組んでおり減少した。新たに不登校になる生徒が減っている。中高連携がうまく行われて、高校入学時に課題を抱えている生徒たちにきめ細やかな対応ができたと思っている。

高等学校の中途退学だが、平成25年度に比べて47人の減だった。高等学校で課題を抱えている生徒たちに個別に、丁寧に、細かく対応され、中途退学にならないところで、対応をされている。平成26年度の数値はいずれも減少傾向にあり、学校現場をあげての取組みが少しずつ浸透しつつあると思っている。

○仲佐委員 小・中学校の不登校児童生徒数、高等学校の不登校の状況、高等学校の中途退学者のそれぞれの今後の対応に、アンケートQUを年2回実施とあるが、このアンケート結果を受けて、各学校がどのように対応されているのかが重要だと思う。各学校現場の活用状況を数字的にまとめておられるのか。

○吉崎子ども安全支援室長 数字的に整理をしてまとめてはいない。アンケートの1回目は、5月から6月にかけて学校で実施されている。その結果が夏休みに入るくらいのところで、学校に届き、個々の担任が確認して終わりにするのではなく、学年単位であったり、小さな学校であれば学校全体で、それぞれの学級について全員で検討会をして2学期からの学級づくりを生かすというシステムは出来つつあると思っている。このアンケート結果が十分に活用されるように周知していく。

○仲佐委員 年2回お金を使ってアンケートを実施しているので、結果に基づいたフォローが重要であると思うので、よろしく願います。もう1点確認したいが、小・中学校の今後の対応で、クラスサポートティーチャーの配置で、中1対象で15校配置となっているが、どのような学校が対象となるのか。

○吉崎子ども安全支援室長 学校企画課で配置をしているが、配置の要件としては、31人以上の学級が多数ある中学校に配置している。学級規模が大きい学校に教員免許をお持ちの方にクラスサポートティーチャーとして入ってもらい、生徒の細かな支援をしてもらっている。中学校の場合には、授業が終わると教員は職員室に帰って次の教科の準備をするが、クラスサポートティーチャーはその休憩時間もはっきりそれぞれの学級、学年にいて、子どもの様子を見てケアをされている。この制度を良い形で活用してもらっている。

○森委員 高等学校の不登校の状況の今後の対応のところだが、スクールソーシャルワーカー活用事業や教育相談員について、両方とも宍道高校と浜田高校の定時制に配置されているが、この2校に配置されている理由を教えてください。スクールソーシャルワーカーは、他の県立学校へ派遣となっているが、学校からの依頼があった時に派遣されるのか。

○吉崎子ども安全支援室長 スクールソーシャルワーカーの派遣については、各学校長から子ども安全支援室へ派遣依頼があれば、その状況を確認をして派遣をすることになる。宍道高校と浜田高校の定時制はいろいろな面で課題を抱えている生徒が多いので、重点的にケアできるように配置している。スクールソーシャルワーカーは宍道高校に1名、浜田高校の定時制・通信制に1名、教育相談員は宍道高校に4名、浜田高校の定時制・通信制に1名の配

置をしている。

――原案のとおり了承

第42号 「いじめ問題対応の手引」の改訂について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第42号「いじめ問題対応の手引」の改訂についてご報告する。

この手引は、平成15年度に作成して、冊子にして全学校に配布をした。平成23年度末にいじめの定義が変更になったこと等があり、改訂をしている。全ての学校に配布ではなく、県のホームページに掲載して、それぞれの学校で活用していただいた。その後、大津市の事件等があり、いじめ防止対策推進法、国の方針ができ、それを受けて島根県のいじめ防止基本方針を策定したので、この手引も法や県の基本方針に基づいたものに改訂する必要があり、このたび手引を改訂した。

平成24年3月に作成したものから、時間が経っていないので、内容的には大きな変更は行っていないが、いじめ防止対策推進法と島根県のいじめ防止基本方針に関する内容を盛り込むことを第一に考えて改訂した。手引の3ページに、Q&A方式で作成しているが、Q3として、いじめ防止対策推進法はどのような趣旨で制定されたのかといった問いを追加した。それぞれの項目について、法律や方針等の内容と照らし合わせながら見直しを行った。方針を作成したときに、パブリックコメントでいじめを受けた側、被害者側の視点に立った対応は取られるが、加害者側にもいろいろな背景や実情があっといういじめに至っている状況があるので、そういった点にもしっかり目を向けることが大切だという意見もいただいている。そういったこともこの方針には少し意識をして盛り込んだ部分もある。17ページからのいじめの現状からのグラフについては、25年度までの最新のデータに変更した。巻末の資料で、平成24年3月以降に文部科学省から出されたいじめに関する通知、通達や県の方針も全て加えた。

○仲佐委員 Q10のアンケートQUの活用したいじめの予防はどうしたら良いかという問いがあるが、先ほどの報告第41号でも申し上げたが、アンケートQUを実施されている現状で、いじめの初期を把握する一番の方法だと思う。アンケート結果の活用について、各学校の先生方が理解をし、子ども達の状況をすぐに把握することに、このアンケートの意味があると思う。結果の活用を徹底して推し進めていかないと、いつまで経ってもいろいろな形のいじめが無くならないと思う。各学校の先生方にアンケートの結果を踏まえた対応を熟知いただいて、日々学級づくりに取り組んでいただきたいと思います。

○吉崎子ども安全支援室長 いろいろな先生に研修に参加していただいて、アンケートQUの有効性とか、利用すべきポイントを知っていただくような工夫を研修で行っていききたい。

○広江委員 資料13からいじめのアンケートで、国立教育政策研究所のものを基に島根県版を作成されている。その問4で「これからの世の中では勉強の成績が悪いとみじめだ」とか、「顔やスタイルが悪いとみじめだ」とか、「得意なことが無いとみじめだ」という問いがある。子どもたちにとっては答えるのがつらい質問だし、厳しい質問だと思う。そういう質問をして、子どもたちの何を把握し、読み取ろうとしているのか。

○吉崎子ども安全支援室長 今のご指摘はその通りだと思う。この部分は前回改訂したものをそのまま使用しているので、先ほどのご意見を踏まえて、見直す必要があると思う。自分を大切にしているとか、自己有用感を把握するような質問かなと思うが、確かに問いとしてふさわしいかどうか見直す必要があると思う。

○広江委員 この質問の前に、共感性とか他人への思いやりがある中で、仮に自分が学校にいたとしたら、この質問は外そうと言うと思う。

○岡部委員 この手引は良くできていて、先生方が必読されると良いと思う。ケーススタディなども豊富に入っていて、例えば自分が遭遇したときに、この手引を見ながら対応することも可能だとも思う。ホームページに掲載するだけではなく、冊子にして全教員に配布することはできないのかと思うが、いかがか。

○吉崎子ども安全支援室長 予算上の問題もあるので、冊子という形にはならないまでも、PRをして先生方にこの手引を知ってもらって、全ての先生方が学校で出力して読んでもら

うことを徹底したい。

○岡部委員 この手引は、指導される先生方の視点、目線で作成されているが、この中にいじめについて考える学習の在り方も触れてあると思うが、その辺りもメリハリがつく形で示してあっても良いと思う。子どもたちがいじめにあった場合、どのようにして自衛していくのかを子どもたちと一緒に考えていく視点も盛り込んであっても良いのかなと思った。これらの意見は勝手な思いつきで付け加えさせていただいた。

○原委員 9ページに、電話によるいじめの相談にはどのようなものがあるかの質問に、学校に配られる相談窓口がたくさんあるが、1か所しか記載されておらず、質問と答えが一致していないように思う。相談機関と電話番号がある方が親切だと思う。もう1点、17ページだが、思いやりの心を育てるにはどうすれば良いかという質問に対する答えだが、保護者の立場だと、優しい気持ちだとか、弱い者に対するいたわりの気持ちを育てるのがまずあって欲しいと思う。児童虐待のニュースがあり、自宅がゴミが散乱して子どもたちがそこで健やかに育つような環境ではない家庭が映し出されていた。いつも思うのは、学校というのは、花があり、動物がいて、教室ではメダカがいて日々命が育っていくのを教師と子どもたちが一緒に見ていくのが私の理想であり、死んだときには命の大切さを感じるというのが、人権教育にもつながるのではないかと思う。学校がもう少しそういった環境を整備することも、思いやりの心を育てるのにつながると思う。昨年度竹矢小学校を見させていただいた時に、カウンセリングの先生が必ず常駐されていた。学校にカウンセリングの先生が常について、子どもを見守る大人が常駐されているのは非常に良い環境だと思った。こういったことがいじめとか不登校を防ぐことにつながると思う。

○吉崎子ども安全支援室長 9ページの相談窓口だが、ご指摘のとおり問いと答えが違うと思う。答えがいじめ相談テレホンの紹介になっているので、相談窓口は98ページに一覧を載せているので、こちらを参照するような文言を入れたい。先ほどの学校の環境づくりについても、先ほどのご意見を盛り込めるかどうか検討したい。

○森委員 40ページに、教師自身のいじめ問題に対する理解や認識を深めるためのロールプレイの例としてA案とB案があり、これは教員がいろいろな役になって行うものだが、シンプルな内容のストーリーが記載されている。もっと複雑な状況があると思うし、もっと厳しいいじめの場面もあると思うが、ストーリーはその時に決められるのか。A案とB案でやるということか。

○吉崎子ども安全支援室長 この後に報告する第43号の審議会の場でもロールプレイングについてご意見をいただいた。そこでいただいたご意見は、教員は指導する側の立場でしか物事が見えないと、本当にいじめられている子ども、いじめている子どもの本心とか心理とか、そういうものが分からない。教員もいじめる側、いじめられる側それぞれ立場を替えて、ロールプレイングをしながら、実際にその時どういった気持ちになるのかを体験することがとても大切だという意見だった。そういった点で、ロールプレイングはとても大切だと思うが、この部分に関しては、一つの例であり、これ以外にも教育センター等でいろいろな例を持っている。この例の通りするのではなく、一つのひな形として見ていただいて、各学校の実態に応じて、先生方の状況に応じて変えていただきたいと思います。この他にも教育センターで例を持っていることも紹介していきたいと思う。

――原案のとおり了承

第43号 平成27年度第1回島根県生徒指導審議会について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第43号平成27年度第1回島根県生徒指導審議会についてご報告する。

平成27年度の第1回であり、この審議会を立ち上げて第3回目の会になる。委員の方も2年の任期なので、変更はない。今回は全員の委員の方にご出席いただいて、9月11日に開催した。今回は今年度の第1回目だったので、今年度の生徒指導に係る施策について事務局から説明をし、主に②生徒指導を取り巻く最近の動きについて、③平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについてご意見をいただいた。

生徒指導を取り巻く最近の動きで、大きく2つの項目について話題提供をした。1点目は、今年1月の終わりだったが、川崎市で起こった中学生の事件以降、文部科学省からいろいろな通知が出された。特に所在が不明だとか、被害のおそれのある児童生徒をとにかく把握をして、警察ともしっかり連携をして対応をするといった通知が出て、それに関わるご意見をいただいた。警察以外にも非行少年に関わっている保護司さんとか保護観察所といった機関もあるので、教育現場がそういった方々とももっと連携していく必要もあるのではないかといった意見をいただいた。どうしても担任一人で問題を抱えてしまう傾向にあるので、管理職を中心に、学校全体で問題としてとらえて、対応していく必要があるというご意見をいただいた。その他には、子ども一人ひとりをしっかり見てほしい、どうしても忙しさの中で子ども一人ひとりと向き合うことができにくい状況ではあるが、子どもの表情とか、服装の乱れ、肌の汚れ具合とかそういったところをしっかりと見て欲しいというご意見が出た。先ほどの議題でロールプレイングについてのご意見をいただいたが、審議会でも教員が頭だけで分かったつもりになっては駄目で、ロールプレイングであってもいじめられる経験をすることで、見えてくるものもあるのではないかという意見があった。

大きな2点目としては、岩手県の中学生が自ら命を絶つという事件があったが、法律が施行されてもなお、いじめによって子どもが命を絶つ事案が後を絶たないということで、文部科学省も今現在いじめの認知件数については、再調査をしている。その通知が8月17日に出されたが、それに関わって、いじめのとらえ、いじめの認知についてご意見をいただいた。いじめが起きて対処することも大事だが、いじめが起きないようにするという大前提に立った学校での未然防止の取組み、学校風土、教室の雰囲気を作ることが重要だというご意見をいただいた。今回の再調査は、プラスに考えれば、改めていじめとはどういうものかということや学校現場が再認識する良い機会になったのではないかと、些細なことも学校で積極的にしっかりと対応することが大切だという意見もいただいた。学童保育で学校では見せない姿を見せるのではないかとということや、学童保育の状況や様子を見ていくこともいじめの問題をとらえていく上で必要であり、いろいろな関係機関と連携をする必要があるというご意見もいただいた。

――原案のとおり了承

第44号 平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）

○山崎教育指導課長 報告第44号平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜についてご報告する。

現在の中学3年生が受検する高校入試だが、入学者選抜の日程などが決定したので、ご報告する。まず主な日程だが、概ね昨年度どおりの日程であり、平成28年1月12日から推薦選抜等の願書の受付が始まり、2月1日からは一般選抜の願書の受付が始まる。3月8日の学力検査、3月18日の合格発表、3月30日の定時制課程の第2次合格発表をもって選抜試験の全日程が終わる。

次に一般選抜について、配点等が決まったので、ご報告する。8の3ページをご覧ください。赤字部分が昨年度と変更した部分である。公立高等学校39校が実施する。個人調査報告書と学力検査の比率については、80対20から40対60まで5パターンの中から各学校が選択することになっているが、全ての学校が昨年度と同じ比率で実施することで決定している。70対30が情報科学高校の1校のみで、60対40が専門高校を中心に17校、50対50が普通科高校を中心に14校、40対60が大規模な普通科高校を中心に7校となっている。傾斜配点については、昨年度と同様、情報科学高校のみが実施しており、国語と数学について200点満点となる。基礎的な学力を重視したいということで、実施している。次に面接の実施の状況だが、今年度は21校が実施することにしており、松江商業高校は面接を取りやめることになった。募集形態についてだが、全学科を一括して募集するくくり募集について、昨年度と同様、情報科学高校、松江商業高校、浜田商業高校の3校が実施することになっている。

――原案のとおり了承

第45号 平成27年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰の受賞について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 報告第45号平成27年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰の受賞についてご報告する。

この賞は、地域や職域などでスポーツの普及や発展に貢献し、スポーツの振興に顕著な成績をあげた関係者を文部科学大臣が表彰するものである。今回は、生涯スポーツ功労者として2名の方が表彰されることになった。2名の方とも、元教員の方である。

お一人は、大向さん。中学校の保健体育教諭として勤務されていた。現在は、浜田市の障害児入所施設「こくぶ学園」の施設長を勤めていらっしゃる。大向さんは、現在、浜田市の陸上競技協会の副会長の要職にあり、これまでも、長年、選手や若い世代の指導にあたってこられ、浜田ジュニア陸上教室では、低学年から参加できる仕組みをつくるなど、特にジュニアの育成に尽力されてきた。また、陸上競技の審判も務め、後進の指導・育成に努めていらっしゃる。こうした実績からこれまでも、島根陸上競技会功労賞、島根県スポーツ功労者表彰などを受賞されている。

もうお一人は、山藤さんである。高校の保健体育教諭として勤務されていた。山藤さんは、高校の教員として柔道の指導に取り組むだけでなく、長年、出雲市の平田地域の少年柔道教室の指導にあたってこられた。最近では、この柔道教室に少年だけでなく山藤さんの指導を仰ごうと、中学生や社会人も集まるようになり、地域の柔道活性化への機運が高まっているということである。また、全日本柔道連盟から代議員や重大事故総合対策委員の委嘱を受けるなど全国的にもその手腕が高く評価されている。これまでも、全国高等学校体育連盟や島根県スポーツ功労者表彰を受賞されている。表彰式は、本日執り行われており、山藤さんがご出席されることになっている。

――原案のとおり了承

第46号 平成27年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 報告第46号平成27年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰についてご報告する。

スポーツ推進員は、過去体育指導委員と呼ばれていたが、体育指導委員時代も含めて、スポーツ推進委員として地域スポーツの推進に功績のあった方を文部科学大臣が表彰するものである。松江市在住の小川さんの受賞が決定している。小川さんは、昭和49年以来、41年にわたってスポーツ推進委員として地域のスポーツ振興の中心的役割を果たされ、現在は、松江市スポーツ推進委員協議会の研修部長を務めていらっしゃる。これまでの間、松江市島根町の体育協会の会長、島根地区でのバレーボール教室の開設、駅伝大会の実施に尽力をされた。また、平成17年の市町村合併の際にも、研修部長として旧8市町村の活動を取りまとめ、現在の体制の基盤を築くのに中心的な役割を果たされた。平成17年には、全国スポーツ推進委員連合の功労者表彰を受賞されている。表彰式は、11月12日、松山市の愛媛県武道館で開催される全国スポーツ推進委員研究協議会に併せて行われることとなっている。

――原案のとおり了承

藤原教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第13号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

――原案のとおり議決

(承認事項)

第2号 教職員の分限処分について (学校企画課)

――原案のとおり承認

(協議事項)

第2号 いじめ防止対策について (教育指導課)

――資料に基づき協議

(報告事項)

第47号 平成27年秋の叙勲内示について (総務課)

――原案のとおり了承

第48号 教職員の処分について (学校企画課)

――原案のとおり了承

藤原教育長

閉会宣言

15時57分